

## 大気環境モニタリングの在り方に関する検討会（第 1 回）

### 議事要旨

1. 日時 平成 17 年 4 月 25 日（月）10:00-12:00
2. 場所 経済産業省別館 817 号会議室
3. 議事（1）大気環境モニタリングの在り方について  
（2）その他
4. 議事
  - 委員長に坂本委員が選出された後、事務局から、資料 1 により検討会の設置及び検討会の公開方針について説明が行われた。検討会の公開方針については、原案のとおり了承された。
  - 事務局から資料 2～4 の説明が行われ、大気環境モニタリング体制検討の背景と必要性、測定局・基準等の現状、及び測定局（地点）の配置基準の方向性について、委員の間で討議が行われた。
  - 主な意見は次のとおり。
    - ・ 各都道府県での測定局設置基準等の情報を整理してほしい。
    - ・ 新しく測定局を作る際のコスト及び維持管理のコストに関するデータが必要。
    - ・ 「最低限の基準」という言葉について検討すべき。
    - ・ 地域全体の状況を把握するうえで人口密度の希薄な地域における濃度把握も重要。
  - 今後の配置基準の考え方については、資料 4 の考え方で検討を進めることとし、①現状の濃度レベルを考慮すべき、②人口当たりの測定局数を考慮すべき、③可住地面積当たりの測定局数を考慮すべき、等の議論を踏まえ、次回に事務局がいくつかの試案を示すこととなった。
  - 次回検討会は 5 月 23 日 10:00～に決定。
5. 本件に対する問い合わせ先  
環境省環境管理局大気環境課 03-5521-8294
6. 配付資料
  - 資料 1-1 大気環境モニタリングの在り方に関する検討会委員名簿
  - 資料 1-2 大気環境モニタリングの在り方に関する検討会設置要領
  - 資料 1-3 会議の公開方針（案）
  - 資料 2 大気環境モニタリング体制の検討の背景・必要性について
  - 資料 3-1 都道府県の測定局の現状
  - 資料 3-2 大気環境モニタリングに関する基準等の現状について
  - 資料 4 大気環境モニタリング測定局（地点）の配置基準の方向性について

< 参考資料 >

参考資料 1 関連条文（抜粋）

参考資料 2 三位一体の改革に伴う環境監視調査等業務について  
(平成16年12月24日通知)

参考資料 3 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について  
(昭和46年8月25日通知)

参考資料 4 大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について

参考資料 5 ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について

参考資料 6 「一般環境大気測定局における測定値の地域代表性について（抜粋）」  
(昭和61年3月 測定値の地域代表性に関する検討会報告書)

参考資料 7 「自動車排出ガス測定局の配置等に関する報告書（抜粋）」  
(平成7年3月 自動車排出ガス測定局の配置に関する検討会報告書)

参考資料 8 大気環境の常時監視の適正な実施について（平成8年5月30日通知）

参考資料 9 環境大気常時監視マニュアル第4版（抜粋）